

八千代市告示第 25 号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成 16 年 3 月 20 日から効力を生ずる。)

平成 16 年 3 月 18 日

八千代市長 豊田俊郎

変更調書

新		旧		地番	
大字	字	大字	字		
保品	郷下	保品	寺下	288の3 317の3 317の4 3 89の2 628の内~631の内 63 2の1 632の2の内 633の内~6 47の内 648の1の内 648の2 649の2の内 650の1の内 651 の1 651の2 651の3の内 65 1の5	
			花輪下	390の3 391の3 392の2 3 93の3 395の3 400の2 40 9の2 409の3 410の5 438 の3 447の2 449の2 450の 2 451の2 452の3 454の3 456の2 457の3 459の3 488の2 490の3 491の3 4 95の3 496の3 498の3	
			大江間	567の3 570の2 571の2 5 72の3 573の3 576の3 57 7の2 578の2 581の3 583 の2 590の2 591の2 592の 3 629の2 630の2	
			境谷	736の2、761の1、762、764 の1、764の2、765・766合併3 に隣接する道路である公有地の一部	
			南	915の2~915の4	
			栗谷	2,083の1	
			寺下	稲荷下	217の1~217の4 222 223 の1の2 223の2~223の6 22

		4 2 2 6 の 2 2 3 6、2 3 7 に隣接する水路である公有地の一部
	須賀	1, 0 1 6 に隣接する水路である公有地の一部
	須賀下	2 0 8 の 2 1 ~ 2 0 8 の 2 3 2 0 9 の 3 2 1 0 の 3 2 1 0 の 4 2 1 0 の 7 ~ 2 1 0 の 9 2 1 0 の 1 7 ~ 2 1 0 の 1 9
	須賀	1, 0 8 0 の 1 1, 0 8 7 の 1
	平 台	1, 0 8 8 の 3 1, 0 8 9 に隣接する道路である公有地の一部 1, 0 8 9 の地先の道路である公有地の一部
	新大埜	2, 4 2 3 の内 ~ 2, 4 2 6 の内 2, 4 2 7 ~ 2, 4 3 3 2, 4 3 4 の内 2, 4 3 5 の内
	大 埜	須賀下
	須賀下	2 0 6 の 3 の内 2 0 6 の 1 1 2 0 6 の 3 8 の内 2 8 1 2 8 2 の 1 2 8 2 の 2 2 8 3 2 8 8 ~ 2 9 2 2 9 3 の 1 2 9 3 の 2 2 9 4 ~ 2 9 7 2 9 8 の 1 ~ 2 9 8 の 3 2 9 9 ~ 3 0 7 3 0 8 の 1 3 0 8 の 2 3 0 9 の 1 3 0 9 の 2 3 1 0 ~ 3 1 4 3 1 5 の 1 3 1 5 の 2 3 1 6 ~ 3 1 8 3 1 9 の 1 の内 3 1 9 の 2 3 2 0 の内 ~ 3 3 0 の内 3 4 5 の内 ~ 3 5 3 の内
	新大埜	2, 4 0 0 ~ 2, 4 2 2 2, 4 2 3 の内 ~ 2, 4 2 6 の内 2, 4 3 4 の内 2, 4 3 5 の内
	平 台	1, 0 8 9、1, 1 2 9 の 1、1, 1 2 9 の 3、1, 1 3 0、1, 1 3 1、1, 1 3 3、1, 1 4 1、1, 1 4 2 に隣接する道 路である公有地の一部 1, 1 2 9 の 1 の地先の道路である公有地 の一部 1, 1 4 1 の地先の道路である公有地の一 部
	南 谷	1, 2 0 5、1, 2 0 6 の 1、1, 2 0 6 の 2、1, 2 0 8、1, 2 2 4 の 1、1,  1, 2 4 5 の 3、1, 2 4 9 に隣接する道 路である公有地の一部

並びにこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部及び地先である道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成 1 5 年 8 月 2 1 日現在の土地登記簿謄本によるものである。